

女性プラザサポーター運営要綱

1 目的

女性の自立と社会参加を促進するとともに男女平等参画を推進するため、申請に基づき、道内で男女平等参画の推進に関する活動を行っている団体等を北海道立女性プラザ（以下「女性プラザ」という。）が女性プラザサポーター（以下「サポーター」という。）に登録し、相互に情報を提供、発信することにより、男女平等参画に関する意識の醸成と全道的なネットワークの形成に資することを目的とする。

2 登録

(1) 登録の申請

サポーターとしての登録を希望する団体等（道内で男女平等参画の推進に関する活動を行っている団体等とし、政治活動、宗教活動及び営利を目的とする活動を行うものを除く。以下「団体等」という。）は、女性プラザ館長に登録の申請書（別記様式）を提出するものとする。

(2) 通知

女性プラザ館長は、申請があった場合には、速やかに登録の可否について審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

(3) 登録

- ① 登録は、女性プラザのホームページに、申請書に記載されている団体等の情報（掲載を承諾したものに限り）を掲載することによって行うものとする。
- ② ホームページに掲載された情報（以下「登録情報」という。）については、毎年度、女性プラザがサポーターに照会して、更新するものとする。
- ③ 登録の抹消を希望する団体等は、女性プラザにその旨申し出るものとし、申し出があった場合には、女性プラザ館長は速やかにホームページの掲載を削除することにより、登録を抹消するものとする。

3 情報の提供等

(1) 女性プラザの情報提供・情報発信

- ① 女性プラザは、サポーターに対し、女性プラザに関する事業や男女平等参画に関する行政情報等を電子メール（メールマガジン）又は情報誌（えるのす）等で提供するものとする。
- ② 女性プラザは、申請時又は更新時に提供された登録情報により、サポーターの活動内容等を広く情報発信するものとする。
- ③ 次の(2)によりサポーターから情報提供があった場合、女性プラザは、ホームページや前記①の方法により広く情報発信に努めるものとする。

(2) サポーターの情報提供・情報発信

- ① サポーターは、登録情報（更新情報を含む。）のほか、主催する事業等に関する情報を女性プラザに提供することにより、活動内容を広く情報発信することができる。
- ② 前記①の情報提供は、電子メールの送信やチラシの送付などによるものとする。
- ③ サポーターは、自らの活動内容について、女性プラザ事業のワークショップにおいて発表することができるものとする。

附則

この要綱は、平成20年5月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年5月16日から施行する。